

公立大学法人岐阜県立看護大学  
平成24年度 業務の実績に関する評価結果  
【参考資料】

平成25年9月

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

項目別の状況（小項目別自己評価結果総括表）

大項目	中項目		小項目	通し 番号	自己 評価	検証 結果	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置	1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	(1) 業務運営体制の構築	ア 大学管理運営の強化	55	III	III	
			イ 業務実施体制の確立	56	III	III	
			ウ 法人・大学運営の迅速な意思決定	57	/	/	
				58	/	/	
		(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築	ア 学外有識者・専門家の役員、審議会委員への登用	59	/	/	
			イ 県内看護職者の意見等の把握・活用	60	III	III	
		(3) 外部意見の反映	ア 内部監査制度の構築	61	III	III	
			イ 内部監査従事職員の専門性の向上	62	III	III	
	2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	(1) 人材の確保	ア 教員	(ア) 裁量労働制等働きやすい環境整備	63	III	III
			イ 事務職員	(イ) 任期付き雇用制度の創設	64	/	/
		(2) 評価制度の構築		(ア) 社会人採用枠を含む事務職員プロパー計画の作成	65	III	III
					66	III	III
	3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置	(1) 実施体制の充実			67	III	III
					68	/	/
		(2) 事務職員の育成	ア 大学の特性に適合した会計制度の構築	69	III	III	
			イ 事務処理マニュアルの整備・業務フローの見直し	70	III	III	
	4 危機管理に関する目標を達成するための措置	(1) 危機管理マニュアル作成と体制の確立	ア 危機管理マニュアルの作成	71	III	III	
			イ 安全管理の課題把握、予防対策の推進等	72	III	III	
		(2) 安全環境の確保と指導	ア 日常の安全環境の確保、防犯・防災等への対策	73	III	III	
			イ 地域関係者との適切な連携体制の確立	74	/	/	
		(3) 健康危機管理と対策	ア 各種感染症の予防指導の推進	75	III	III	
			イ 健康危機管理の組織的取組ができる体制の整備	76	/	/	
		(4) 情報セキュリティポリシーの確立		77	III	IV	
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置	1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	(1) 外部資金の獲得		78	III	III	
				79	/	/	
		(2) その他自己収入の確保	ア 学外者への施設等の有料開放	80	III	III	
			イ 受益者負担の原則に基づく利用者負担の検討	81	III	III	
	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置		(1) 役員・職員の経営感覚・コスト意識の高揚				

		(2) 管理的経費の削減	82	III	III
	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置		83	III	III
第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置	(1) 自己点検・評価結果に基づく改善措置の計画 (2) 機関別認証評価の受審	84 85	III III	III III
	2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	(1) 紀要等研究成果物のホームページでの公表 (2) 財務諸表等大学の運営状況のホームページでの公表	86 87	/\	/\
第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	(1) 図書館の蔵書充実 (2) 中長期的な施設整備計画の策定 (3) 施設、設備等の適切な維持管理・有効な活用	88 89 90	III /\	III /\
	2 倫理に関する目標を達成するための措置	(1) 法人倫理綱領の策定・個人情報管理の徹底 (2) ハラスメント防止の啓発・相談窓口の充実 (3) 研究費等経費の不正使用の防止	91 92 93	III III III	III III III
	3 環境の保護に関する目標を達成するための措置	(1) 環境に配慮した省エネルギー計画の作成 (2) 環境の保護に関する基本方針の策定	94 95	III III	II III

## 項目別の状況（小項目別自己評価結果個表）

### 第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 人材の育成 ア 看護学部看護学科の教育 ヒューマンケアの基本技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇する諸問題の解決に看護職として責任を持って取り組み、看護サービスの充実に貢献できる基礎的能力を有する人材を育成する。 イ 大学院看護学研究科の教育 保健・医療機関、福祉施設等の看護の現場における看護実践活動の改善・改革を指導する者として、県民が受ける看護サービスの現状を的確に把握し、その質の向上を図ることができる専門性の高い看護職者を養成する。
	(2) 学生の確保 ア 適切な入学者選抜の実施 大学の教育理念にかなった学生を確保するため、適切な入学者選抜方法を追究し、導入する。
	イ 広報活動の充実 看護学を志向する者の拡大を図るため、戦略的かつ効果的な広報活動の推進を図る。
	(3) 学生支援 ア 学修支援 学生の学修に関する相談・指導をきめ細やかに行うための体制の充実を図るとともに、図書の充実等の学修環境の整備を行う。 大学院看護学研究科の学生に対しては、社会人学生の置かれている立場に留意し、学修と就業が両立できるように支援する。
	イ 学生生活支援 学生の健康面や経済面など学生生活に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、学生生活が快適で豊かなものとなるよう大学施設・設備の充実を図る。
	ウ 就職支援 学生の進路や就職に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、看護師など各種資格取得に向けた適切な支援を行う。

中期計画	通し番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認
(1) 人材の育成 ア 看護学部看護学科の教育		(1) 人材の育成 ア 看護学部看護学科の教育		

<p>(イ) 付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 生活者としての人間に対する深い理解と総合的な判断力をもち、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力</li> <li>b 保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働活動ができる能力</li> <li>c 多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力</li> <li>d 看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を深め看護実践の改革に貢献できる基礎的能力</li> <li>e 主体的な自己を確立する能力と幅広い視野、複眼的な施行・判断力</li> </ul>	<p>01</p> <p>(ア) 確立した卒業時到達目標を基準とした到達度評価と最終学年時の指導を実施する。</p> <p>(イ) 学生及び教員による授業評価に基づく改善措置の実施体制を継続し、授業評価方法及び学生への結果公表方法を検討する。</p> <p>(ウ) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い充実させたカリキュラムを運用する。</p>	<p>(ア) 新設した「看護学統合演習」を4年次に開講し、卒業時到達目標に基づく到達度評価を実施した。</p> <p>(イ) 授業科目別に授業担当教員が、当該年度の改善事項、次年度改善計画、他の科目との関連での充実・精選・効果的な方法についてまとめ、教授会で周知し改善する体制を継続実施した。また、学生による授業評価の結果（客観的指標による項目）に教員によるコメントを付して掲示にて公表する方法を実施した。</p> <p>(ウ) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴って平成23年度に承認を得たカリキュラムを運用した。</p>	
<p>(イ) 学生のニーズ・特性に配慮し、専門科目を初年時から導入した教育課程を展開する。</p>	<p>02</p> <p>(エ) アドミッションポリシー及び入学者の資質を確認し、一年次の看護学概論について、授業展開方法の検討を継続する。</p>	<p>(エ) 1年次1セメスターにおける4領域看護学概論学外演習において、学生が社会における看護の役割と特性について深めることができるよう各領域の特性に基づく学内グループワークの展開方法を実施した。授業展開方法についての学生の思考過程を把握し、課題について検討した。</p>	
<p>(ウ) 職業人としての主体的な自己を高めるため、4年間の学修において教養科目を充実する。</p>	<p>03</p> <p>(オ) 看護専門職として主体的な自己を高めるための教養科目のあり方を検討する。</p>	<p>(オ) 看護職者として主体的な自己を高めるための教養科目の在り方を教養専門関連科目運営委員会及び教務委員会が協働で検討し、教養科目（コミュニケーション論、ジェンダー論）の配当セメスターを4年次から3年次配当に変更し、次年度開講に向けた準備を行った。</p> <p>【ヒアリングによる補足事項】</p> <p>3年次の看護学領域実習でコミュニケーションやジェンダーに関心が高まるので、その後コミュニケーションやジェンダーの理論や取り組み方について学修することは、4年次の卒研実習の内容を充実させることができる。</p>	<p>必修、選択を併せ教養科目が充実配置されていることは評価できる。近年増加しているフェイスブックやツイッターなどのコミュニケーションツールについて、情報管理等の教育の実施を期待する。</p>

(e) 看護職としての生涯学習の基礎となるよう卒業研究を充実する。	04	(a) 卒業研究を通して学生がどのように看護実践上の課題を把握し、改善への取組みを企画しているのか、思考過程を確認して生涯学習の基礎の充実を図る。	(a) 卒業研究を通して学生がどのように看護実践上の課題を把握し、改善への取り組みを企画しているかに関する思考過程の確認方法について教務委員会が方法案を作成し、教授会にて検討し決定した。平成24年度卒業研究履修学生の思考過程について、学生が取り上げた看護実践上の課題(研究課題)、研究課題決定までのプロセス、実施した看護実践活動と用いた研究データ、研究課題に基づく看護実践活動を通して得た学生の学び、研究計画作成における教員による指導の焦点、看護実践における教員指導の焦点、及び論文作成における教員指導の焦点に関して、1月の時点で各担当教員が明確化し、当該資料に基づき指導方法について検討した。	丁寧な学生指導が行われている。
<b>イ 大学院看護学研究科の教育</b>				
(ア) 博士前期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。 a 看護の質の充実に向けた改革を実行する能力 b 専門性の高い看護実践を遂行する能力 c 多様な関係者の中で、ケアの充実に向けた調整・管理をする能力 d 総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力 e 各種の専門領域で人材育成を担う教育的能力	05	(ア) 博士前期課程の看護学特別研究指導については、領域を超えた特別研究協働授業を継続すると共に、看護実践研究指導の実績を共有し、4領域に共通する指導内容と水準を確認するファカルティ・ディベロップメントを継続する。  (イ) 博士前期課程の学位授与方針を明文化する。	(ア) 1年次における特別研究指導として、領域を超えた協働授業を7月及び11月に継続実施した。また、協働授業に対する教員の実施評価に加えて、学生の授業評価を追加実施し、その結果を基にFD研修会において、1年次における研究指導体制を共有し、協働授業の進め方を明確にした。  (イ) 博士前期課程の学位授与方針を作成し、平成25年度に研究科委員会における検討を経て学生便覧に明記することとした。	充実とレベルアップのために努めており、学位授与方針を明文化している。 協働授業の継続実施を望む。
(イ) 博士後期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。 a 看護サービスが提供される場に関する多様な要因について理解ができ、実践の改善・改革の研究を指導できる能力 b 県域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研	06	(ウ) 博士後期課程の学位授与方針を明文化する。	(ウ) 博士後期課程の学位授与方針を作成し、平成25年度に研究科委員会における検討を経て学生便覧に明記することとした。	充実とレベルアップのために努めており、学位授与方針を明文化している。 より質の高い看護師養成が望まれるなか、教育力を兼ね備えた人材の輩出に尽力されたい。

究的取組みができる能力 c 利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力 d 看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育や大学院教育を実施できる能力				
(イ) 看護実践の改革者育成という社会ニーズを考慮し、就業・学業の両立できる教育課程を充実させる。	07	(イ) 看護学学士課程卒業者の看護実践改善・改革者としての能力を高めるため、教育方法の充実に向けて検討する。	(イ) 看護実践研究指導を検討するFD研修会を行い、学士課程卒業者の特徴及び指導方法の工夫点等の指導の現状を共有し、引き続き検討することとした。	
(エ) 専門看護師育成コースの充実を図る。	08	(オ) 専門看護師教育課程基準の変更に伴い、本研究科の専門看護師コースの教育課程を見直す。	(オ) 専門看護師教育課程基準が26単位から38単位以上への移行期にあることを踏まえて、平成25年度から、看護学共通科目において臨床薬理(2単位・30時間)を開講できるように準備を整えた。	38単位以上への移行後も引き続き専門看護師育成コースの充実を期待する。
(オ) 学生・修了者及びこれらの者の所属する施設の関係者等の評価・意見等による改善・充実を図る。	09	(カ) 修了者、職場同僚、職場上司の三者による評価を継続して実施し、その結果に基づく研究科内の意見交換を行い、改善策に反映させる。	(カ) 平成23年度修了者を対象として行った三者評価において、本研究科で付与すべき能力に合致した学びが確認できたことから、現行の教育課程・指導体制を継続することとした。	三者評価について今後も継続されることを望む。
<b>(2) 学生の確保 ア 適切な入学者選抜の実施</b>				
(ア) 看護学科では、一般選抜及び特別選抜(推薦)による入学試験制度を分析・評価し、本学が求める人材を確保するため、適切な入学者選抜方法を開発し、実施する。	10	(ア) 入学者選抜方法改善に向けた基礎資料の収集を継続し、選抜方法の適切性の分析・評価を行う。	(ア) 入学試験(推薦、前期、後期)種別毎の入学後の成績及び休学・退学、就職状況について比較分析した。その結果を踏まえて、小論文、面接を継続実施した。  【ヒアリングによる補足事項】 推薦入試、前期入試、後期入試で合格した者の入学から卒業までの成績、休学・退学状況を比較したが差は見られなかった。 その結果から入試方法として、小論文と4段階評価の面接を推進することとした。	

		(イ) 入学試験実施体制・成績管理方法について、点検・評価を行い、改善充実のための取組みを継続する。	(イ) 入学試験の作成、保管、管理、回収については、全学体制でそれぞれの部署で責任をもって遂行した。										
(イ) 看護学研究科では、学士課程卒以外の看護職者の出願資格の認定を行うなど看護サービスの質の向上を目指す多様な志願者を受け入れることのできる入学者選抜方法を開発し、研究科が求める人材を確保する。	11	(ウ) 学士課程以外の看護職者の出願資格の認定方法について、継続的に評価・検討を行う。	(ウ) 本研究科が実施している小論文と面接による出願資格審査の方法は、書類審査のみの方法と比較して、公平性・透明性が高く、かつ審査手順に問題がないことを確認したので、これを継続実施することとした。										
<b>イ 広報活動の充実</b>													
(ア) 本学の理念・人材育成目標に適合した志願者確保のため、オープンキャンパス、学生の母校訪問などの広報活動を計画的に推進する。	12	(ア) オープンキャンパス、大学ホームページ、教員の出張方式による大学説明会、在学生による母校訪問説明会、大学案内等の刊行等を継続実施し、自己点検を行いつつより良い方を目指す。	(ア) 広報活動対策会議の方針に基づき、オープンキャンパス等広報に関する検討し、中学生、高校生及び保護者、教員への理解度が高まるように、内容改善を行うとともに、出張式大学説明会を継続実施した。また、学生（3年次・4年次）は自主的に母校訪問を実施した。 <table border="1"><thead><tr><th>内 容</th><th>開催日</th><th>参加者数等</th></tr></thead><tbody><tr><td>オープンキャンパス</td><td>平成 24. 8. 5～8. 6</td><td>778 名 (H23 年度 818 名)</td></tr><tr><td>出張式大学説明会</td><td>平成 24. 5 月～3 月、25 件 (高校及び岐阜県看護協会等)</td><td>543 名 (H23 年度 210 名)</td></tr></tbody></table>	内 容	開催日	参加者数等	オープンキャンパス	平成 24. 8. 5～8. 6	778 名 (H23 年度 818 名)	出張式大学説明会	平成 24. 5 月～3 月、25 件 (高校及び岐阜県看護協会等)	543 名 (H23 年度 210 名)	調査を実施し、大学案内冊子の構成の見直し、説明の追加など大学案内冊子について充実させている。有効となる広報を効率的に利用しており、努力が伺える。
内 容	開催日	参加者数等											
オープンキャンパス	平成 24. 8. 5～8. 6	778 名 (H23 年度 818 名)											
出張式大学説明会	平成 24. 5 月～3 月、25 件 (高校及び岐阜県看護協会等)	543 名 (H23 年度 210 名)											
		(イ) 毎年度実施してきた本学選択に影響を与えた媒体に関する入学時調査を継続し、効果的方法を採用する。	(イ) 1年次生を対象とした「本学選択に影響を与えた媒体に関する入学時調査」を継続実施し、ホームページと大学案内冊子の利用者が多いことから充実方法を検討し、大学案内冊子の充実を行った。 【ヒアリングによる補足事項】 大学案内冊子について、次のとおり充実させた。 <ul style="list-style-type: none"><li>・本文のページ数増加</li><li>・卒業に要する単位について、助産師や養護教諭一種を選択した場合の単位数を表示</li><li>・大学院専門看護師コースに関する説明の追加</li><li>・統一感のあるレイアウト実現のため全体の構成の見直し</li></ul> など										

(イ) 看護学研究科については、実習施設等への働きかけを積極的に行い、看護サービスの質の向上に連動した志願者確保を行う。		(イ) 県内ニーズに対応した博士前期課程の志願者を確保するための方法を充実させる。	(イ) 岐阜県看護実践研究交流集会及び本学主催の共同研究報告と討論の会において、本学の生涯学習支援事業を説明し活用を促した。また、卒業者・修了者の就業が多い病院の看護部との人材育成に関する情報交換会や、県主催の各種研修会にて、大学院での学修を勧めた。	病院看護部との人材育成に関する情報交換会を継続されることを望む。
	13		<p>【ヒアリングによる補足事項】</p> <p>大学からは学長、学部長、研究科長、領域責任教授等が出席し、情報交換会は次の4施設で開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立多治見病院 (看護部長、副看護部長、卒業者15名)</li> <li>・久美愛厚生病院 (看護部長、看護師長3名、卒業者11名)</li> <li>・岐阜県総合医療センター (看護部長、管理監2名、指導監、卒業者11名)</li> <li>・羽島市民病院 (看護部長、副看護部長2名、卒業者3名)</li> </ul>	
(3) 学生支援 ア 学修支援				
(ア) 学生の学修について、学生相談員による個別指導や面接等により課題と支援ニーズを把握し、即応的な対応を行う。	14	(ア) 教務委員会と学生生活委員会が協働して行う個別指導や面接により強化した支援体制を継続する。	(ア) 1年、2年次生については、学生生活委員会及び学生相談教員が行う全員を対象とした定期的個別面談から得られた課題及びニーズについて、教授会で報告した。その後教務委員会及び関連委員会、さらに各領域で協議し、継続的に学生を支援する体制を継続した。	今後も学生を支援する体制を維持されたい。
(イ) 授業評価と学生生活実態調査を計画的に実施し、その結果に基づいた学修支援を行う。	15	(イ) すべての科目について、学生の授業評価及び非常勤講師を含む教員の授業評価により、学修支援の充実を継続する。	(イ) すべての科目における学生の授業評価及び教員の授業評価を基盤に、各評価内容を考慮した学修支援を行った。	

<p>(イ) 卒業時到達目標による学修段階の評価に基づく、学生の主体的な学修の促進を行う。</p>	<p>16</p>	<p>(イ) 履修規程に位置づけた看護学統合演習を実施し、学生の主体的な学修を促進する。 (エ) 学生の主体的学修が促進するように、シラバスの内容の充実を図る。</p>	<p>(イ) 主体的学修を促進するために開設した看護学統合演習について、卒業時到達目標の達成を目指して個々の学生が自己評価及び自己の課題の明確化をふまえて取り組むことができるよう目的・内容・方法を説明し、実施した。 (エ) 教務委員会、教養専門関連運営委員会及び各領域教員が協働でシラバスの内容を説明するとともに、課題及び事後学習について学生が主体的に学修できるように指導した。</p>	
<p>(イ) 図書・雑誌・視聴覚資料等の整備の基本方針を確認するなど、学生の自主学修に適した学内環境の整備を行う。</p>	<p>17</p>	<p>(オ) 平成23年度の学生生活実態調査結果に基づき、学修環境の改善方法を検討する。</p>	<p>(オ) 平成23年度の学生生活実態調査結果に基づき、学生の自主学修に適した学内環境の整備の検討を継続し、演習室の暖房器具の増設、学生自習室のパソコン、プリンターを配備した。</p> <p><b>【ヒアリングによる補足事項】</b> 学生自習室には、パソコン12台、プリンター1台が設置されている。 授業においては1人1台のパソコンが確保されており、自己学習用として貸出用ノートパソコン49台、マルチメディア教室に54台、学生自習室など学内施設に23台とプリンター10台が設置されている。</p>	<p>限られた予算のなかで、常に雑誌や備品等の配備について検討し、きめの細かい学修支援を行っている。</p>
<p>(オ) 看護学研究科では、学生との懇談会、集団面接を定期的に行い、社会人学生のニーズを細かに把握し、対策を実施する。</p>	<p>18</p>	<p>(カ) 看護学研究科博士前期課程の学生の課題を把握し、修学支援を継続する。 (キ) 博士前期課程特別研究については、学生の職場への報告を強化し、必要に応じ、テレビ会議システム等を活用した支援を継続する。</p>	<p>(カ) 博士前期課程2、3年次と年度当初に懇談会を開催し、研究を進めるに当たって、職場の上司や看護管理者の理解を得るための方法を具体的に助言した。また、暖房器具を増やし、研究室の雨漏りの対応等環境整備を行った。 (キ) 看護学特別研究について、職場の同僚・上司及び看護管理者への報告を半年に1回実施するよう指示するとともに、遠隔地の学生の利便性を高める</p>	

			<p>ために、テレビ会議システムの活用を促した。</p> <p><b>【ヒアリングによる補足事項】</b></p> <p>特別研究指導時に指導教員が職場への報告を実施しているか確認し、報告がされていない場合は、研究の進捗状況を看護部長、師長、同僚に報告するように指導している。</p>							
<b>イ 学生生活支援</b>										
(ア) 学生生活が豊かなものとなるように、課外活動等の活性化を支援するため、自治会活動、サークル活動等に対する大学の指導体制を確立する。	19	(ア) 自治会・サークルの諸活動及び学園祭等の課外活動に関する相談・支援を行い、学生生活を豊かにする活動の活性化を図る。	(ア) 学生自治会による岐看祭及びクリスマスコンサート等の開催に際して、学生生活委員会が相談支援を行った。また、サークル顧問教員と学生生活委員によるサークル顧問会議を開催し、各サークルの状況を共有する等、学生の課外活動に対する支援の活性化を図った。  10 サークル中、7 サークルの顧問教員が参加した。	勉学で多忙な中でも人間形成に大切なサークル活動を積極的に支援していることを評価したい。						
(イ) 各種奨学金等の制度に関する情報提供や相談受付等、学生の経済面の支援体制を充実させる。	20	(イ) 大学独自の授業料减免制度を継続する。	(イ) 大学独自の授業料免除制度に基づき、授業料减免判定会議を開催し、経済面の支援を行った。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>セメスター</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度前期</td> <td>全額 1 人、半額 4 人</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度後期</td> <td>全額 1 人、半額 5 人</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【ヒアリングによる補足事項】</b></p> <p>東日本大震災の被災者はいない。また、東日本大震災の被災者に限定した減免制度はないが、天災その他の災害により著しく損害を受け、学資の支弁が困難な世帯に該当すれば減免の対象となる。</p>	セメスター	人数	平成 24 年度前期	全額 1 人、半額 4 人	平成 24 年度後期	全額 1 人、半額 5 人	
セメスター	人数									
平成 24 年度前期	全額 1 人、半額 4 人									
平成 24 年度後期	全額 1 人、半額 5 人									

(イ) 学内外での生活における安全管理指導を実施し、学生各自の防犯対策を確実に導く。	21	(イ) 学生生活委員会による全学生面接、学年相談教員による支援を継続する。	(ウ) 1、2年次生の学生生活への適応を支援するため、学生生活委員会委員と学年相談教員が個別面接を実施し、課題を教員会議で共有し、学生生活を支援した。(1年次生：4～5月、2年次生：1月)。また、学生向け研修会として、若年消費者被害未然防止セミナー(6月)、交通安全セミナー(11月)、薬物乱用防止に関するセミナー(12月)、等を行った。	
(エ) 学校保健安全法に基づく定期健康診断による健康管理・保健指導を実施する。	22	(エ) 定期健康診断とその結果について、校医等の意見に基づき保健師による健康管理と保健指導を行う。また、健康管理室報告を作成し、今後の対策資料とする。	(エ) 4月に定期健康診断を実施し、保健師が要精検の学生には受診勧奨、要観察の学生には個別相談・指導を行った。また、学生が主体的に健康管理できることを目指して、①定期健康診断結果の個別返却時(1～4年次)、②B型肝炎抗原抗体検査結果の個別返却時(2年次)、③小児感染症抗体検査結果の個別返却時(1年次)の各返却時に説明時間を設け、健康相談対応と健康学習支援を実施した。さらに、心の問題の場合は、個別相談をしながら、学内のカウンセリング及び学生相談教員の紹介を行った。さらに、健康管理年報(平成24年)を作成し、全職員に配布した。	
(オ) 学生の健康増進・予防に向けて保健師、校医による助言相談・指導体制を充実させる。  また、心の問題については、カウンセリングの実施、学生への対応についての精神科顧問医による助言体制を整備する。	23	(オ) 学校保健安全法に基づき、平常時及び非常時の健康管理に向けて、内科系非常勤医師及び精神科系非常勤医師(精神科顧問医)の助言相談・協力体制を継続実施する。  (カ) 心の健康問題については、非常勤カウンセラーの定期的活動を継続実施する。また、学生指導に関しては精神科顧問医との相談の場を活用して支援を充実させる。	(オ) 学生の心の問題に適切に対応するため、精神科顧問医に学生の心の問題について助言を受ける相談会を6回実施した。  【相談会】(5月、6月、7月、10月、1月、3月) 相談学生数 延べ24名  (カ) 非常勤カウンセラーによる週1回のカウンセリングの開設を継続した(利用件数26件)。なお、緊急を要する場合は、学生相談教員部会長もしくは学生生活委員長に連絡し、早期に対応できる体制を継続した。	
(カ) 学内外における感染症予防行動の実践を追求し、学生の健康に関する自己管理意識を向上させ、これらに	24	(オ) 全学的な健康危機管理体制に基づき、各種感染症の予防指導を推進し、学生の自己管理を徹底させ	(オ) 学生の自己管理を促進するために、健康管理室保健師が時期に応じた健康に関するテーマを取り上	

基づく健康危機管理実施体制を整える。		る。	げ「健康管理室だより」として作成し、学生掲示板に掲示し情報提供した。インフルエンザ感染予防については、流行期前の10月に感染予防をテーマとして手洗い等について、11月はインフルエンザ予防をテーマに予防方法と感染が疑われた際の対処法等について、12月はノロウイルスをテーマに症状と予防等について周知を図った。また、健康の自己管理について1事例発生ごとに全学的に呼びかける取組を行った。	
<b>ウ 就職支援</b>				
(ア) 就職体験研修や卒業生との交流会など、学年次の学修進行に適した就職支援体制の充実を図る。	25	(ア) 県内施設及び卒業者の協力を得て、二年次学生及び三年次学生が看護という仕事の本質や魅力を再確認できる就職ガイダンスを実施する。	(ア) 就職ガイダンスは、1年次から4年次における体系的な年間計画を整備して実施した。その一貫として、2年次生及び3年次生が主体的かつ具体的に就職について考えることができるよう、県内の医療施設（14施設）の参加を得て、看護部長や卒業者等による全体説明会と個別相談会を開催した（1月、2、3年次約160人参加）。また、3年次生と参加施設に就業している卒業者との交流会を開催し、各施設の研修体制や就職に向けた準備等について具体的に相談できる機会を設けた。さらに、市町村保健師の職場体験研修について、海津市と共同での開催を継続実施（2月）するとともに、各医療機関が開催しているインターンシップ研修に関する情報を随時提供した。	就職ガイダンスは学生生活をより充実させる。多くの協力を得ながら、説明会、相談会、交流会を開催し、就職に向けた準備等について具体的に相談できる機会を設けるなど、看護という仕事を再確認する上で有効な取り組みである。卒業者の交流も図れることから、継続して実施されることを期待する。
(イ) 就職情報の提供、就職相談を行う専門コーナーの充実を図り、学生が利用しやすい環境を整備する。	26	(イ) 就職情報の閲覧をしやすくして、学生が進路を選択できるように就職・進路支援室及び自習室を充実させる。	(イ) 求人情報を職種・地域別にファイリングし、就職・進路支援室で継続的に情報提供をした。室内には学生用ホワイトボードや施設見学、就職体験研修などのコーナーを設けて、学生間で情報を交換できるようにした。また、自習室でのPCによる就職情報閲覧を継続実施した。	

(イ) 保健師・助産師・看護師・養護教諭など専門分野に応じた進路・就職相談ができる体制を整備する。	27	(イ) 就職・進路対策部会は、就職・進路相談など学生支援活動を継続して実施する。	(イ) 就職・進路対策部会の構成教員は、看護師、保健師、助産師、養護教諭で構成し、専門性を生かした相談体制を継続した。																									
(エ) 学生にかかる全教職員による就職支援体制を強化する。	28	(エ) 就職・進路対策部会は広報活動対策会議と連携を強化し、学生を支援する。	(エ) 広報活動対策会議と就職・進路対策部会が連携して就職ガイダンス等を企画・実施し、学生を支援した。平成24年度の就職状況は次のとおり。 就職者数 75名 県内就職者数 38名 県内就職率 50.6% <table border="1" data-bbox="1298 541 1754 743"> <thead> <tr> <th></th><th>保健師</th><th>助産師</th><th>看護師</th><th>養護教諭</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内</td><td>4</td><td>6</td><td>24</td><td>4</td><td>38</td></tr> <tr> <td>県外</td><td>1</td><td>0</td><td>36</td><td>0</td><td>37</td></tr> <tr> <td>計</td><td>5</td><td>6</td><td>60</td><td>4</td><td>75</td></tr> </tbody> </table>		保健師	助産師	看護師	養護教諭	計	県内	4	6	24	4	38	県外	1	0	36	0	37	計	5	6	60	4	75	県内就職率の目標値を設定すべきである。
	保健師	助産師	看護師	養護教諭	計																							
県内	4	6	24	4	38																							
県外	1	0	36	0	37																							
計	5	6	60	4	75																							
(オ) 学内 LAN を利用した国家試験の過去問題の学習など資格取得のための自己学習を支援する。	29	(オ) 学内LANを利用して、看護師及び保健師国家試験の過去問題を継続して提供する。	(オ) 看護師・保健師国家試験WEB版の継続活用とともに、自己学習の場として演習室を提供した。 <国家試験合格率(平成25年3月卒)> <table border="1" data-bbox="1320 901 1702 1060"> <thead> <tr> <th></th><th>合格率</th><th>全国合格率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師</td><td>100%</td><td>97.5%</td></tr> <tr> <td>看護師</td><td>98.8%</td><td>94.1%</td></tr> <tr> <td>助産師</td><td>100%</td><td>98.9%</td></tr> </tbody> </table>		合格率	全国合格率	保健師	100%	97.5%	看護師	98.8%	94.1%	助産師	100%	98.9%	さまざまな取り組みにより、全国平均を上回る合格率をキープされている。今後多くの合格者を輩出されることを期待する。												
	合格率	全国合格率																										
保健師	100%	97.5%																										
看護師	98.8%	94.1%																										
助産師	100%	98.9%																										

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 研究の方向性  教員は、自己の専門性を深める研究及び専門領域に応じた教育方法の開発に関する研究等を個人の責任において主体的・計画的に行う。  さらに、県内の看護サービスの質を向上させるための研究に組織として積極的に取り組むとともに、県内の看護実践・看護職者にかかる地域ニーズの把握に努め、ニーズに対応するための研究に組織的に取り組む。
	(2) 研究の水準の向上と成果の公表  研究の水準の向上を図るために、研究成果を適切な方法で公表するとともに、各種学会等に積極的に報告し、外部評価を受ける。  また、法人としても、教員に対して研究成果の公開の機会や共有の場を提供する。
	(3) 研究倫理の遵守  看護学研究の実施に際しては、ヒューマンケアの根幹をなす倫理の尊重が不可欠であることから、研究における倫理基準の遵守を徹底する。

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評議委員会による確認
(1) 研究の方向性				
ア 看護学教育に関する研究は、全教員が各自の専門分野に応じて実施し、これに基づき看護学科及び看護学研究科の教育の質の向上を図る。	30	ア 教育に対する研究は、看護学領域の専門性に対応した教育内容の改善に取り組み、学修成果を高めるための教育方法の開発を検討する。	ア 機能看護学領域においては、学士課程卒業者のマネジメント能力の育成過程を分析し基礎教育方法について学術集会に報告した。  育成期看護学領域においては、小児看護学におけるアセスメント及び技術の教育方法、助産師学生のCTG判読能力育成方法について学術集会で報告した。	
イ 共同研究など、大学が組織的に取り組む研究を推進し、県内の看護サービスの質を向上させる研究に取り組む。	31	イ 県内保健・医療・福祉施設の看護職との共同研究を実施し、実践の場における看護課題の改善に取り組み、看護サービスの質の向上に寄与する。	イ 共同研究課題は慢性疾患等の看護3題、精神疾患の看護2題、在宅療養支援3題、高齢者の看護2題、育成期の看護4題、看護職人材育成5題等計20題を実施した。対象施設は56施設、参加看護職は155名であった。発表の場である「共同研究報告と討論の会」では発表後に現場の看護職者と教員による討議を行い、看護実践改善への意見交換を行った。	「共同研究報告と討論の会」を継続されることを望む。
(2) 研究の水準の向上と成果の公表				
ア 教員は、所属学会への研究報告及び当該学会誌への投稿の活発化を図ると同時に、この取り組みに係る課題把握と対策を行う。	32	ア 学会報告や学術誌の投稿実績を各領域で自己点検評価し、各領域及び教授会において研究報告の活性化対策について検討する。	ア 活性化対策として、看護教育、看護実践に関する研究を学会や学会誌に報告することを教員会議で呼びかけた。その結果、紀要第13巻1号への掲載は、巻頭	学会誌の原著論文は昨年と同数であったが、学内紀要では3編増加し、海外発表も5編あ

		<p>イ 国際的視点で研究活動を推進する。</p>	<p>言、原著4編、研究報告3編、資料4編で、昨年度と比べ原著が3編増加し、総数も11篇と増加した。学会誌等への論文掲載は9編で昨年と同じであったが、看護系学会学術集会への発表は41編（欧文発表5編）で昨年より1編多かった。</p> <p>イ 1名が海外研修支援事業を活用して、国際看護系学術集会への研究発表を行った。全体では海外で開催された看護系学術集会への発表が5編あった。</p>	<p>り、積極的な研究発表の取り組みが表れている。日常業務に追われるなかの努力が伺われ評価できる。</p>
イ 文部科学省科学研究費補助金等への申請内容の充実に向けた対策を行う。	33	<p>ウ 教員各自の専門領域に応じた研究を推進・発展させる科学研究費補助金等への採択を支援するために、応募とその内容の充実に向けた研修を推進する。</p>	<p>ウ FD委員会が科研申請計画書3事例を基に研修会を9月に2回開催し、参加した教員は50名（参加率98%）であった。</p> <p>文部科学省科学研究費補助金の新規応募資格者42名中、申請者数は11名（26%）であった。</p> <p>各種研究助成に関する公募情報をメールで14件提供した。</p>	<p>98%という高い研修会参加率があり、教員の意欲が表れている。採択率も数年上昇しており、大学の取り組みとして成功している事例である。</p>
ウ 共同研究事業の報告の充実、同業者レビュー・評価体制の充実、地域貢献に係るパブリックコメント収集体制の整備など看護実践現場の改革を独自の手法で系統的に追究する方法を創出する。	34	<p>エ 共同研究事業及び看護実践研究指導事業の報告書を作成し、ホームページで紹介とともに、当該事業に対するパブリックコメントを求める。</p> <p>オ 看護実践研究の成果及び修士論文については紀要への投稿を促進し、看護ケアの改革への活用方法を検討する。</p>	<p>エ 共同研究事業及び看護実践研究指導事業の報告書はPDF化し、ホームページで公開している。平成24年度は9月3日から11月2日までパブリックコメントを実施した。コメントはなかったが閲覧件数は235件あった。</p> <p>オ 修士論文について紀要への投稿は6編あり、5編が掲載された。</p> <p><b>【ヒアリングによる補足事項】</b> 県保健師活動に関する論文2編、訪問看護に関する論文2編、病棟の急変事例の看護ケアに関する論文1編の5編であるが、それぞれの看護活動にどう改善・改革ができたかを考察及び結論で確認できた。</p>	

(3) 研究倫理の遵守				
ア 学外者（看護管理者及び弁護士）を含む研究倫理審査部会の活動を継承し、教員が行う研究等については、研究倫理審査を恒常的体制で行う。	35	ア 本学教員等が行う研究についての研究倫理審査を行うため、適切な時期に部会を開催する。	ア 研究倫理審査部会を6、9、11、2月の4回開催し、35件の倫理審査を行った。33件が承認、2件は不承認となった。	
イ 学生及び教職員を対象とした実態調査等についても、必要に応じて研究倫理審査の対象とする。	36	イ 学生及び教職員を対象に行う実態調査について、研究倫理審査部会への申請を継続する。	イ 倫理審査申請書として、「ロールプレイ演習における学生の周術期看護の学びと教育上の課題」「領域別実習における実践と理論の統合へ支援方法の検討」が提出され、それぞれ審査し承認した。	

### 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給 法人の使命である県内で提供される看護サービスの質の向上が確実に図られるよう、学部卒業者や大学院修了者の県内での就業と定着の促進を図る。
	(2) 看護生涯学習支援体制の充実 県内の看護職者が抱えている課題等を解決し、看護職者が行う業務改善に関する研究等を支援するため、看護職者と大学との共同研究等を推進する。
	(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応 保健・医療・福祉など幅広い分野における看護サービスに関する県内のニーズに対応するための支援を行う。
	(4) 県の看護政策推進への寄与 県の高等教育機関としての使命を果たすため、大学の有する知的資源や人材を活用して、県の看護政策推進に寄与する。

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評議委員会による確認
(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給				
ア 県内看護職者の取組みや卒業生の県内での活動実践の情報提供等により、県内就職を促進する。	37	ア 学生に対し、県内看護職者の実践改善への取組みと本学卒業者の職場適応に関する情報提供を行い、県内就職の促進を行う。	<p>ア 1月に2・3年次生160名を対象に県内14医療機関就職ガイダンスを看護部長、卒業者の出席を得て行った。学生の参加者は、全体説明会は150名、各施設単位の個別相談は50名、卒業者との交流会は30名であった。</p> <p>9月開催の岐阜県看護実践研究交流集会を全学生に周知し10名が参加した。2月開催の共同研究報告と討論の会へも同様に全学生に周知し10名が参加した。</p> <p><b>【ヒアリングによる補足事項】</b></p> <p>9月は夏休み期間、2月は春休み期間であり、さらに4年生は国家試験直前であることから、参加者としては計20名と少ない。しかし、県内医療機関に就職した学生の選択動機として、看護実践研究報告を聞いてという回答があつたと看護部長から聞いているので、成果はあると考える。</p>	参加者が今後増加する取り組みを期待する。

<p>イ 県内施設での若年看護職の職場定着を促し、臨床研修を支援する。</p>	38	<p>イ 実習施設においては、看護サービスの質向上の課題解決に取り組むとともに、新任看護職から中堅看護職の臨床研修の充実を支援する。</p>	<p>イ 1月の県内医療機関就職ガイダンス時に、出席した医療機関看護部長12名と学長、学部長、研究科長、就職進路対策部会長と懇談会を開催し、卒業者の活躍状況、大学としての支援方法、県内就職促進に向けた対策について意見交換を行った。</p> <p><b>【ヒアリングによる補足事項】</b></p> <p>県内就職率促進のための課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○課題：都会志向やグループ志向がある →卒業生が多数就職していることや教員が実習指導に訪問している県内施設で看護職として就職する利点を説明</li> <li>○課題：県内就職施設の魅力向上 →本学が県内看護職者と実施している共同研究報告と討論の会、岐阜県看護実践研究交流集会への学生参加の呼び掛け</li> </ul>	
<p>ウ 看護学研究科への県内実務看護職者の修学の促進を図ると同時に、修了者等が取り組む職場での実践改革を支援する。</p>	39	<p>エ 同窓会と協働して、卒業者の看護実践を語る会の開催を推進する。</p> <p>オ 専門看護師コース修了者に対しては、専門看護師認定審査に合格し、自施設での看護活動を充実させていくための支援を行う。</p>	<p>エ 7月21日、11月17日に同窓会と協働で「看護実践を語る会」を開催し、卒業者延38名の参加があった。開催状況をホームページに掲載した。</p> <p>オ 専門看護師課程修了生3名が認定試験を受験し合格した。受験する過程において第1期合格者及び教員との受験への情報交換を積極的に進めた。その支援過程を基に、自施設での看護活動を充実させていくための方法に繋がるように助言した。</p>	<p>同窓会と協働しての「看護実践を語る会」の実施について評価したい。</p>

(2) 看護生涯学習支援体制の充実				
ア 大学院研究科を県内看護職者の生涯学習支援の中核機関として位置づけ、現状改革のための看護実践研究能力と専門看護師を含めた高い技術能力の付与にかかる多様な支援方法を開発する。	40	ア 大学院看護学研究科博士前期課程修了者の追跡調査結果を踏まえて、専門看護師を含めた修了者の看護実践改革に向けた能力の支援方法を検討する。	ア 今年度より紀要へ修士論文の投稿を可能にしたが、その際指導教員は共著者として、論文の推敲について助言・指導を行い、その過程において看護実践改革に向けた能力の育成を支援した。今後も修士論文の紀要への投稿を呼びかけながら、修了者の看護実践改革に向けた能力を支援することとした。	
イ 共同研究事業と看護実践研究指導事業を通して、県内看護職者に対して改革・改善に自ら取り組むことの意義を伝え、自律的な姿勢と能力を高める活動を充実させる。	41	イ 共同研究事業と看護実践研究指導事業を継続すると同時に、これまでの実績を分析して、看護実践研究の自律的な実践を推進するための課題を検討する。	イ 課題ごとに共同研究継続の必要性を検討した結果、現地看護職のみで自律して研究継続ができる等から、継続年数5年以上の課題は12題から7題に減少し、新規課題が5題から7題に増加した。 また、従来から実施してきた共同研究1課題（退院支援に関する課題）については、看護実践研究指導事業で行うこととなった。なお、県内医療機関等が共同研究への参画を進める必要があると考えられるため、県内の保健・医療・福祉機関の看護職者を対象に、看護研究の支援方法の開発に関する看護実践研究指導事業を行った。	
ウ 県内看護職者が取り組む「岐阜県看護実践研究交流会」の諸活動を支援する。	42	ウ 岐阜県看護実践研究交流会が開催する看護実践研究交流集会の企画・運営を支援する。	ウ 第10回岐阜県看護実践研究交流集会を9月15日に共催し、160名の参加があった。交流会会員の発表演題15題のうち8演題は本学教員が研究支援を行っている看護実践課題であった。開催にあたっては交流会会員が行う運営を支援した。平成23年度修了院生の修士論文報告9題の座長を指導教員が行い、意見交換の推進を支援した。 また、岐阜県看護実践研究交流会の会員に行う研究支援事業を14課題について行った。	
エ 県内看護職者に対し本学図書館を開放し、専門職者の基本的要件である図書・文献資料の学習環境を提供する。	43	エ 本学図書館について、県内看護職の利用状況、看護職への文献ガイドの実施方法、利用者の声、その他利用上の課題を明確にし、課題解決と整備充実を図る。	エ 文献ガイドの対象を、県内医療機関への支援の観点から、県内在住又は在勤者から県内在勤者とした。また、学生ガンドアンケート時にはアンケート調査を実施し、利用者の要望に対する回答を学生掲示板に掲示し、利用者の声に適切に対応した。	

			<p>他大学や専門学校の学生など看護職者以外の一般利用者（1264名）の図書館利用があった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【ヒアリングによる補足事項】</b></p> <p>利用者の要望及びその対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○図書館の寒さ対策 →パネルヒーターの設置テストを実施し、平成25年度にカウンター席に設置する予定</li> <li>○雑誌の付録等についての取扱い →カレンダーや試供品については、年1回から月1回の無償配布へ変更して希望者に提供</li> </ul> </div>	
(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応				
ア 保健・医療・福祉に係る県民ニーズとサービス提供施設側の要望とを合わせて把握し、看護サービスの充実を図る方法を追求する。	44	ア 県内の専門性の高い専門看護師及び修士課程修了看護職者の充足及び定着を図る方策を検討する。	ア 岐阜県が3月に開催した岐阜県看護管理者研修会において、本学が行っている専門看護師養成とその効果的な支援方法について教員が講演し、岐阜県内専門看護師及び修士課程修了者の育成と活用について看護管理者と検討した。	
イ 県内における専門性の高い看護職者の需要分析を行い、育成・供給計画を明らかにする。	45	イ 専門看護師コースについて、県内看護職の需要を把握するために関係機関と継続的に検討する。	イ 「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」「就職ガイダンス時の懇談会」等に看護管理者と専門看護師コース及び大学院修了生の需要について、本学の教員の専門性との関連を考慮しながら意見交換した。	
ウ 上記の県内ニーズへの対応については、県の関係機関、岐阜県看護協会と確実な連携を図り、さらには、県内看護系大学等教育機関とも協働しながら取り組む。	46	ウ 本学、岐阜県健康福祉部及び岐阜看護協会の「看護人材に関する三者連絡協議会」において、高度実践看護職者の充足を検討する。	ウ 本学、岐阜県健康福祉部及び岐阜県看護協会の「看護人材に関する三者連絡協議会」において、高度実践看護職者の充足と育成について協議会委員と意見交換を行った。	
(4) 県の看護政策推進への寄与				
ア 県との連携を図り、県が実施する看護政策の効果的な展開について、大学固有の方法で協力を行う。	47	ア 保健医療計画や看護職者の需給計画の策定、県が行う各種の看護職者への研修等への	ア 看護師等の確保等に関する施策に対する県の看護師等就業協力委員、岐阜県福祉サービス第三者評価推進	

		協力を行う。	会議、岐阜県保健医療推進協議会委員、岐阜県がん診療連携拠点病院支援委員会委員に就任し、県施策に対して協力した。県が行う「新任保健師研修会」、保健師対象の「ステップアップ後期研修会」、「保健師実習指導者講習会」の企画運営を行った。 看護実践指導事業のうち「利用者ニーズを基盤にした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援」は県医療整備課、「管理的立場にある保健師の抱える課題に基づく保健師管理者研修プログラム」は県保健医療課と連携して行った。															
イ 大学本来の機能を活かし、調査研究や情報収集を行い、看護学教育や人材育成、看護実践の改善に係る課題解決に向けた創造的な提案を行うなど、シンクタンク的役割を果たす。	48	イ 保健師、看護師、助産師及び養護教諭等の研修について、企画・運営・実施・評価に関する支援を行う。	イ 保健師や看護師等の研修について、企画・運営等の支援を行った。 <table border="1" data-bbox="1275 620 1731 1097"> <tr> <th>研修名等</th> <th>対象者等</th> </tr> <tr> <td>医療的ケア専門研修</td> <td>特別支援学校の看護講師</td> </tr> <tr> <td>障がい児の疾患と医療的ケア技術の理解</td> <td>教職員免許更新講習</td> </tr> <tr> <td>保健室経営の充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者権利擁護に係る看護実務者研修</td> <td>高齢者福祉施設看護職員</td> </tr> <tr> <td>認定看護管理者教育委員会委員の講師</td> <td>岐阜県看護協会</td> </tr> <tr> <td>ファーストレベル教育課程の講師</td> <td>主催</td> </tr> </table>	研修名等	対象者等	医療的ケア専門研修	特別支援学校の看護講師	障がい児の疾患と医療的ケア技術の理解	教職員免許更新講習	保健室経営の充実		高齢者権利擁護に係る看護実務者研修	高齢者福祉施設看護職員	認定看護管理者教育委員会委員の講師	岐阜県看護協会	ファーストレベル教育課程の講師	主催	
研修名等	対象者等																	
医療的ケア専門研修	特別支援学校の看護講師																	
障がい児の疾患と医療的ケア技術の理解	教職員免許更新講習																	
保健室経営の充実																		
高齢者権利擁護に係る看護実務者研修	高齢者福祉施設看護職員																	
認定看護管理者教育委員会委員の講師	岐阜県看護協会																	
ファーストレベル教育課程の講師	主催																	

#### 4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 適正な教育研究組織及び教員配置 教育、研究、地域貢献の目標をより効率的・効果的に達成するため、必要な教育研究組織を構成し、教員を適正に配置する。
	(2) 教員の能力向上 より質の高い教育研究を実施するため、研修の充実など教員の能力開発を推進する。
	(3) 外部諸機関との連携 大学の教育研究活動の充実を図るため、県内の保健・医療機関、福祉施設など外部機関との効果的な連携体制を構築する。

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評議委員会による確認
(1) 適正な教育研究組織及び教員配置				
ア 本学が掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するための教員体制をつくり、これらを効果的に実行するための運営体制をつくる。  そのために、優れた資質を有する教員を確保し、組織的取組みによって、常にその能力の向上を図る体制をつくる。	49	ア 教員体制は、看護学科の教育を効率的に展開するため、地域基礎看護学・機能看護学・育成期看護学・成熟期看護学の4専門領域責任者を中心核に、教育研究実施体制を充実させる。  イ 教員の研究教育能力を発展させるために大学院博士前期・後期課程での修学を支援する体制を推進する。	ア 4看護専門領域責任教員と看護研究センター責任教員からなる「領域責任者会議」を2回開催し、教員の教育・研究環境に関して意見交換し、運営体制を強化した。  領域責任者は領域内の教員について、大学院博士前期及び後期課程の未就学教員を把握し、学習支援について個別指導を行った。  イ 採用時、大学院博士前期及び博士後期課程が未就学の場合は、それぞれ修学計画を求めた。	
イ 看護学科の専門関連科目・教養科目、看護学研究科の基本科目においては、広い分野の非常勤講師を効率的に採用し、人材育成基盤の充実を図る。  専門看護師コース科目については、当該分野の専門性にふさわしい非常勤講師の採用を行い、教育の充実を図る。	50	ウ 看護学部看護学科及び大学院看護学研究科の非常勤講師については、その専門性を審査し、的確に配置し、教育内容の充実により教育効果を上げていく。	ウ 非常勤講師を採用する場合は、教育効果を検討し、本学の教育目標に適合する教員の確保に努めた。学科においては「日本語表現」「地球環境論」「倫理学」「文学と人間」の非常勤講師を、上記の方針に基づき、採用した。  大学院においては特に看護専門性を審議し、大学院修了者、看護管理者等を非常勤講師として採用した。	
ウ 専門科目については、臨地実習を含め看護学科の授業科目を担当できる教員体制の充実に努める。	51	エ 実習については、施設別に教員と実習指導者が実習目的・学修成果を確認・共有し、課題に対して組織的に対策できるようにする。	エ 看護学実習の開始前と終了時以外に、実習中に責任教員、実習学生、施設側指導者、看護実習指導者等とのカンファレンスを実習計画の中に定期的に取り入れ、学習成果の共有と課題の解決を行った。	

(2) 教員の能力向上				
ア 本学の理念と目標に沿った教員育成をするために、ファカルティ・ディベロップメント等を実施する。	52	ア ファカルティ・ディベロップメント活動として、専門科目の教育能力向上、教養教育と専門教育の統合化及び共同研究等の活性化等の研修を組織的に企画し、実施する。	ア FD活動として次の企画を行い、ほぼ全職員が参加した。 ・「本学の教育理念を具現化するための学士課程教育のあり方」 ・「他大学の初年次教育の報告と本学の専門関連科目の報告」 ・「実習における実践と理論の統合」又は「学習における基礎能力向上のための教員のかかわりへの討議」 ・「青年期のうつおよび学習障がい・発達障がいを捉えた学生生活支援」 ・「成績評価に関する研修会」	努力が認められる。今後ますます研修会を充実されることを期待する。
イ 現場看護職と協働した教育体制強化のために、実習施設の看護職を含めたファカルティ・ディベロップメントを行う。	53	イ 臨地実習・卒業研究等に関わる看護職者と大学教員双方の教育能力向上を目指した取組方法を検討する。	イ 領域実習及び卒業研究の実習終了後に、各領域での振り返りを行い、その後本学担当教員と個々の施設看護責任者・実習指導看護職と意見交換し、看護学生の指導方法について、意見交換し次年度への実習教育体制について対応策を検討した。	
(3) 外部諸機関との連携				
実習施設となる県内施設等の看護職者と連携を図り、看護サービスの質の向上と臨地実習の充実、卒業者の新任期の研鑽の場としての充実を図る。	54	ア 実習施設の看護管理者・臨地実習指導者との連携を深め、当該施設の看護課題の解決に向けた取組みを行う。  イ 県内の主な実習施設の看護組織と共同で、管理面や教育面を総体的に視野に入れた人材育成方法について検討する。	ア 看護実践研究指導事業として「看護現場における看護実践の改善・改革を推進する看護研究の支援方法の開発」を行った。講義・グループワーク形式で行い、県内保健・医療・福祉施設42の参加があり、看護課題を研究的に取り組む体制を支援した。  イ 羽島市民病院、岐阜県総合医療センター、県立多治見病院、久美愛厚生病院において、看護部長、副看護部長、本学卒業生延40名と学長、学部長、領域責任者と、看護実践能力の研修方法について意見交換し、課題を検討した。	

		<p>【ヒアリングによる補足事項】</p> <p>主な意見及びその対策</p> <p>○意見：大学が卒業生及び岐阜県内の看護職者 に行っている生涯学修支援を利用するには勤務の調整が困難 →早期に看護部長あてを含めた案内文を送付</p> <p>○意見：看護実践研究等で大学教員の指導や相談を受けたり図書館を利用するには職場と大学の距離がある →テレビ会議の活用を推進</p>	
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

## ○ 大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 看護学部看護学科

平成24年度は、前年度において保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布（平成23年1月）に伴い、保健師教育科目名の一部変更について申請し、承認されたカリキュラムの運用を開始するとともに、平成21年度に新設した「看護学統合演習」（4年次配当科目）を開講し、これまで試行・準備をすすめてきた内容を基盤に、卒業時の看護実践能力の到達目標に基づく自己評価、教員による到達度の確認、卒業時までに強化すべき課題の明確化、課題をふまえた学習の充実のための計画立案と実施等を含め、全学的取組体制のもとに実施した。実施に際しては、学生各自が主体的に学修を深めることができるように各教員が学修支援を行った。また、本学学生の特性に合わせた看護学概論（1年次配当科目）のあり方と展開方法についての前年度の検討をふまえ、各領域において具体的な展開方法を工夫して実施するとともに、学生の意見により効果を確認し、学生が各自の体験に基づき討議することにより、看護実践活動の特徴と機能についての学びを拓げる機会となっていることの重要性を共有した。

さらに、教養科目及び専門関連科目においては、生涯にわたり自己の生き方を追究する力と幅広い視野で学際的な知を活用する基礎力を培うことを目指し、高い専門性と独自性を有する非常勤講師を含めた教員による教育を継続実施した。同時に、非常勤講師による科目においては、教養・専門関連科目運営委員会及び学内担当教員によるサポート体制を継続実施し、教育内容の検討及び学生の学修支援を協働で行うことにより、学生の学修支援の質向上を図った。特に、平成24年度は第12回全国障がい者スポーツ大会〔ぎふ清流大会〕の開催年であることから、本学科は学生が当該スポーツ大会にボランティアとして参加できるように前年度より準備に着手した。「全国障がい者スポーツ大会〔ぎふ清流大会〕ボランティア」科目を教養科目の体験型プログラムの一つに位置づけて開講し、障害者スポーツ概論、ノーマライゼーションの理念と現状、障がいのある人への理解と支援、ボランティア体験等を含め体系的に教育内容を構成し実施した。ボランティア体験においては、10月12日～15日までの4日間（選手団の公式練習、開会式、競技、閉会式）を体験日程とし、4年次生（79名）が選手団サポートボランティアとして活動を実施した。当該科目は、「サポートボランティアの実践を通して、スポーツの楽しさと人々との交流の意義を実感し、障がい者スポーツの意義、障がい者の社会参加の推進や自立支援のあり方について学ぶ」ことを目指したものであるが、履修学生はこれらの目的を理解し、障がい者の社会参加のあり方について理解を深めるとともに人々との交流の意義を実感するものとなつた。

上記の内容を含む大学の教育研究の質向上のためには、教職員の能力向上が必須であり、本学科におけるファカルティ・ディベロップメント（FD）活動は、教員の専門領域にとどまらず、本学教員として大学全体への視野をもって主体的に考え行動するための教育能力の開発を目指している。そのため、教員の希望を踏まえた研修会の設定、専任教員が教養・専門関連科目の学内担当教員として授業運営に携わる

体制、看護実践の改革につながる共同研究方法の検討会等多様な取組を組織的かつ継続的に実施している。平成24年度は、大学教育に関する研修会、初年次教育に関する学外交流報告会及び学生生活支援に関する研修会等を含めた活動を促進的に行った。

#### (2) 大学院看護学研究科

平成24年度は、博士前期課程13名が修了した。このうち3名は、専門看護師コースの修了者（小児看護1名、がん看護2名）であり、所属施設で就業しながら、専門看護師認定審査の受験に向けて日々研鑽している。

平成23年度に専門看護師コースを修了した3名に対しては、専門看護師認定審査に向けて指導教員が中心となって相談・支援を行った。その結果、3名とも合格し、本学修了者の専門看護師は5名（慢性看護1名、小児看護2名、がん看護2名）となった。

日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程基準の改訂に伴い、本研究科の教育目標である看護実践の場で活躍する専門性の高い人材の育成に向けて、教育課程を見直し充実させるために、平成25年度から臨床薬理学を開講することを決定し準備を整えた。

本研究科の博士前期課程の教育目標は、看護実践の具体的諸課題に焦点をあて、その問題解決能力の育成であり、平成18年度からFD研修会を継続実施し、四領域に共通した修士論文（専門看護師コースにあっては課題研究レポート）の指導方法の開発に取り組んできている。修了時に実施している学生・同僚・上司による評価（三者評価）結果では、概ね博士前期課程の教育目標に合致した人材育成ができていることが確認できた。

### 2 研究に関する目標を達成するための措置

教員が自己的専門性を深めると同時に、その成果が学部・大学院教育方法の開発に連動するよう、研究活動は個人及び領域単位に、主体的・計画的に行うことを推進した。研究基盤づくりの一つとして文部科学省科学研究費補助金申請に向けたFDを2回実施し、さらに科研申請者は研究計画書を領域教授及び領域責任教授の指導を受け、次に学長、学部長が申請書の内容を確認し、個別の面談により最終指導を行った。平成24年度は前年度に新規申請した11件のうち4件が採択されたことにより、教員の26%（13名：新規4名、継続9名）が科学研究費助成事業の研究代表者となった。研究成果を適切な方法で公表して外部評価を受けることができる機会として、本学紀要、関連する学術集会及び専門分野の学会誌への投稿があり、本学紀要への掲載論文数は原著が4編で計11編となり昨年より質量とともに増加した。また紀要に本学教員の博士論文や修士論文の掲載は従来から実施されているが、本年度より看護実践機関で就業している本学大学院修了者が修士論文を指導教員の指導を再度得ながら、共著

で投稿できる制度を設け5編が掲載された。関連する専門領域の学会学術集会への発表演題数は国内学会が36編、海外の国際学術集会での発表が5編あり、1名が平成24年度の海外研修支援制度を活用した。今後学術集会での報告論文が、紀要をはじめ学会誌に投稿することが求められる。共同研究事業の20看護課題はすべて研究倫理審査部会の審査を経て進めており、共同研究する看護職者の職場は医療・保健・福祉・教育機関と岐阜県内の多くの分野に及んでおり、職種も看護師・保健師・助産師・養護教諭と多様であり、教員は研究的に取り組む過程で、看護実践課題への解決能力の向上と教育能力向上の発展に連なっていると言える。

### 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

看護人材育成の拠点として学部卒業者の就業定着を支援するために、「新卒者1年目・2年目交流会」、「看護実践を語る会」をそれぞれ年2回開催した。また岐阜県内で就職している本学卒業者の看護実践能力の育成を支援するために、平成24年から「卒業者研究支援事業」を開始し、応募のあった3名（助産師、保健師、養護教諭）に上限10万円の助成金支給と指導教員2名ずつを人選し、看護実践改善研究を推進した。また学部卒業者及び大学院修了者が比較的多く就業している県内4医療機関において看護部管理者と卒業者、学長、学部長、研究科長及び看護学領域責任教授と、それぞれの看護実践活動の状況と今後の看護実践の改革・改善を推進する課題及び本学が実施している生涯学習支援の活用に関する課題とその改善策について共有し、今後一緒に取り組む体制について意見交換した。

岐阜県看護職者が看護実践改革・改善に活かせるように、6つの看護実践研究指導事業を行った。飛騨圏域の訪問看護ステーション及び医療機関に就業している訪問看護師を対象に「地域における訪問看護ステーションの活動を充実発展させるために」というワークショップを行い参加者27名があった。飛騨地域と岐阜地域において助産師・保健師を対象に「助産師の専門性を高める研修プログラムの開発」に関する研修会を開催し参加者は37名であった。市町村保健師及び保健所保健師を対象に岐阜県5圏域において「管理的立場にある保健師の抱える課題に基づく保健師管理者研修プログラムの開発」を目的に、県保健医療課と協働で検討会を開催し参加者は43名であった。保健・医療・福祉機関において看護実践の改善・改革を研究的に取り組む研究環境を推進するために、岐阜県保健・医療・福祉機関において指導的に教育・研究を推進している中堅以上看護職を対象に、「看護現場における看護実践の改善・改革を推進する看護研究の支援方法の開発」をテーマに大学で2回事例報告とグループワークを開催し、37施設から57名の参加者があった。県内医療機関の看護職者を対象に、「利用者ニーズを基盤とした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援」に関する研修会（講義とグループワーク）を県医療整備課と協働で行い46名の参加者があった。

### 4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

平成24年度は、改正された保健師助産師看護師学校養成所指定規則を基に、本学の学士課程教育として承認されたカリキュラムの運用を開始することから、7月に「本学の教育理念を具現化するための学士課程教育のあり方」として学長が講義しその後グループワークを行い、全員で看護学学士課程教育の特徴を共有した。9月には「実習における実践と理論の統合」「学習に関わる基礎能力の向上のための教員のかかわり」のグループワークを行い学生教育の方法についてのFD活動を行った。12月には教務委員会から提示された「成績評価に関する課題と改善策」についてグループワークを行い、成績評価の目的と方法を全教員で共有した。教員が専門科目である看護学の基盤となる専門関連科目に関する学生の学びを理解して、本学の教育目標を効果的に達成できるように、主に非常勤講師が担当している専門関連科目である「人体・治療学」4科目と「生活学」4科目について、専門関連科目の学内担当教員が学生の学びに関わる状況と問題点及び学習へのオリエンテーションについて、概要の説明、教授内容・状況と課題を説明し、共有した。このように全教員を対象に計画的に、必要な課題についてFD活動を行い、教員の教育能力を研鑽している。

大学基準協会の認証評価を受けた際の助言に基づき、大学院研究科博士前期課程の授業担当教員と研究指導教員の要件、博士後期課程の授業担当教員と研究指導教員の要件について「研究科の授業を担当する教員の要件に関する申し合わせ」を作成し、教育の質向上を目指した教員の研究教育指導能力の質を担保した。

看護学科の教育を担当する教員の教育・研究能力の質を担保するために、教員には看護学系の修士号及び博士号を修得するように、本学の大学院及び他看護系大学院への就学を指導し支援した。平成24年度は本学大学院博士前期課程には4名の教員が、博士後期課程には3名の教員が就学している。他看護系大学院博士前期課程には1名の教員が、博士後期課程には4名の教員が就学している。これらの教員の就学と教育活動が両立するように全学的に支援した。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 業務運営体制の構築 機動的かつ弾力的な法人運営を行うために、理事長(学長)のリーダーシップが円滑に発揮できる体制を確立し、小規模法人にふさわしい業務運営体制を構築する。
	(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築 効率的な業務運営を図るために、教員と事務職員の連携・協力体制を構築する。
	(3) 外部意見の反映 役員や審議会委員に積極的に学外者の登用を図り、外部の視点を生かした幅広い法人運営を行うとともに、看護の現場に勤務する看護職の意見を反映した人材育成を行うなど、地域に開かれた法人運営を目指す。
	(4) 業務運営の適正化 法人の業務運営の適正化を確保するため、内部監査の充実を図る。

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 業務運営体制の構築											
ア 理事会を中心とした業務運営体制を構築するとともに、経営審議会及び教育研究審議会の意見を反映し、大学管理運営の強化を図る。	III	III				55	ア 法人の経営戦略方針について、審議会の意見を踏まえて検討する。	ア 経営戦略会議において、経営戦略方針（目的積立金に係る活用方針）を検討し、経営審議会の審議を経て、理事会で決定した。	III	III	
イ 6年間の見通しに基づく業務実施体制を確立する。	III	III				56	イ 事務局契約職員（非常勤職員）の雇用方針に基づき、平成26年度を目標に新制度を施行できるよう必要な準備を行う。	イ 労働契約法の改正を踏まえ、人事管理対策会議で雇用方針の見直しの検討を行い、事務局契約職員に対する法律改正の対応方針を決定した。  また、人事管理対策会議において、本学が求める事務職員像を検討した。	III	III	
ウ 理事長、常勤理事等で構成する法人・大学管理運営会議を設置し、法人及び大学運営の迅速な意思決定を図る。	III	—				57		中期計画達成済			

(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築										
教員と事務職員が各々の専門性を十分に發揮し、大学の掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するため、教授会と一緒に法人大学の運営に取り組む体制を構築する。	III	III				58		中期計画達成済	/	/
(3) 外部意見の反映										
ア 学外の有識者や専門家を理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用する。	III	—				59		中期計画達成済	/	/
イ 県内の看護職の意見や現場における課題等を把握し法人運営に活用する。	III	III				60	「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」の開催を継続し、県内看護職者等の代表者と意見交換することにより、看護人材の育成等に役立てる。	「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」を6月に開催し、意見交換を行うとともに、議事内容をホームページで公開した。	III	III
(4) 業務運営の適正化										
ア 内部監査制度を構築するとともに、公認会計士など専門家による業務指導を踏まえ、法人の業務運営の適正化を図る。	III	III				61	ア 法人監事と連携を図った内部監査を継続して実施する。	ア 法人監事（公認会計士）の協力を得て、文部科学省科学研究費補助金の内部監査を9月に実施し、科学研究費補助金の会計処理が適正に行われていたことが確認された。	III	III
イ 内部監査に従事する職員の専門性の向上を図る。	III	III				62	イ 内部監査に関する体系的な研修方針を作成する。	イ 法人の人事管理対策会議において、内部監査に係る事務職員の育成方針を検討するとともに、監事（公認会計士）に対して意見を聴取し、内部監査に係る事務職員の育成方針（研修計画を含む。）を作成した。	III	III

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 人材の確保 ア 教員 大学の教育研究の質の維持向上を図るため、柔軟かつ多様な雇用形態や勤務形態を導入するなどにより、創造性豊かな教員の確保に努める。 イ 事務職員 計画的な採用等により、法人の特性にあった専門性の高い事務職員の確保に努める。 (2) 評価制度の構築 法人業務の質の向上を図るため、職員の能力・業績を適正に評価する制度について研究し、制度を構築する。

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 人材の確保 ア 教員											
(ア) 裁量労働制の導入など教員の勤務実態にあった働きやすい環境整備により、教員の確保を図る。	III	III				63	<p>(ア) 教員の裁量労働制度を継続して実施するとともに、健康状況調査を実施し、自己の健康管理を支援する。</p> <p>(イ) 衛生委員会を定期的に開催し、職員の安全衛生環境の充実を図る。</p>	<p>(ア) 7月に、健康状況調査を実施し、産業医に結果を報告した。</p> <p>【ヒアリングによる補足事項】 今年度については健康状況が悪く面接が必要となる職員がいなかったため、産業医の面接指導は行わなかった。</p>	III	III	

(イ) 育児休業や欠員等に対する期間限定の任期付雇用制度を設ける。	IV	一			64		中期計画達成済	/	/		
<b>イ 事務職員</b>											
社会人採用枠等を含む事務職員プロパー化計画を作成し、法人職員を順次採用する。	一	III			65	(ア) 昨年度の法人職員採用試験の検証を行うとともに、採用計画に基づき、法人職員採用試験を実施する。  (イ) 職員の年齢構成を考慮したバランスのとれた事務組織を構築するために、法人職員の採用のあり方を検討する。	(ア) 平成23年度の法人職員採用試験の反省点を明確にし、24年度は、当初の計画どおりに新規採用職員（大卒程度）を1名募集し、採用試験を実施した結果、事務職員1名を採用した。 1次試験実施日 5月27日 2次試験実施日 6月17日 3次試験実施日 7月 8日  (イ) プロパー職員採用計画等を基に、採用職員の年齢階層や事務局内の人事異動等の検討を行った。	III	III		
<b>(2) 評価制度の構築</b>											
職員の能力・業績に関しては、公正で、かつ、透明性の高い評価方法の仕組みを検討し、適切な評価制度を構築する。	III	IV			66	評価基本方針に沿った評価制度の構築に着手する。	事務局職員の評価については、評価基本方針に沿った評価を実施した。また、教員の評価制度については、評価制度構築スケジュールを作成した。	III	III	教員についても早急に制度化されることが望ましい。	

3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 実施体制の充実 適正に事務組織を構成し、事務職員を配置するなど、法人業務の特性を踏まえた事務実施体制を構築する。
	(2) 事務職員の育成 業務運営の充実及び効率化を図るため、事務職員の研修の充実など能力開発や人材育成に努める。
	(3) 事務の効率化 事務の集約化・簡素化と適正な配分等により、事務処理の効率化を推進する。

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 実施体制の充実											
事務実施体制を隨時見直すとともに、その結果に基づき、事務職員の適正配置の基本方針を作成する。	-	III				67	課長補佐で構成するワーキンググループを組織し、事務実施体制を検討する。	各種労働法改正説明会に参加して労働契約法改正情報を収集するとともに、課長補佐2名で構成するワーキンググループを5回開催し、契約職員の雇用方針を検討した。	III	III	
(2) 事務職員の育成											
事務職員の基礎的、専門的な能力向上を図るために、体系統的な職員研修体制を整備する。	II	IV				68		中期計画達成済			
(3) 事務の効率化											
ア 大学の特性に適合した会計制度を構築し、各種事務処理手続の効率化を図る。	III	III				69	ア 事務の実態に適合しているかどうかの観点から、会計規程等を検証し、必要に応じて見直しを行う。	ア 会計規程を検証し、債務負担行為の取扱いについて規程で明確に定めた。	III	III	
イ 事務処理マニュアルの整備及び業務フローの見直しを進め、事務手続の合理化を図る。	III	III				70	イ プロパー職員への事務の継承が円滑にできるように、業務マニュアルの整備を継続する。	イ 職員に対して、業務マニュアルの作成の必要性を継続して呼びかけて、以下の業務マニュアルを作成した。 ・図書館カウンターマニュアル ・図書館文献複写マニュアル	III	III	

								・旅費マニュアル ・理事会開催マニュアル 外 8マニュアル			
--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------------	--	--	--

4 危機管理に関する目標を達成するための措置

中期目標	教育研究活動を円滑に実施するため、学生及び職員の健康の確保及び事故、犯罪、災害等の発生の未然防止に努める。 また、健康を脅かす事案や事故等が発生した場合に迅速に対処できる危機管理体制を整備する。									

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価			評価委員会による検証														
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等														
(1) 危機管理に関するマニュアル作成と体制の確立																									
ア 危機管理マニュアルを作成し、危機時の対応方法を明示する。	一	III				71	ア 地震、風水害に関する危機管理マニュアルを作成する。	ア 危機管理マニュアル案（地震、風水害、不審者、火災、安否確認）を作成した。	III	III															
イ 安全管理の課題把握を確実に行い、これに基づく予防対策の推進、課題発生時の対処体制の充実を図る。	III	III				72	イ 日頃から、危機に備えるために必要な訓練等を行う。	イ 教職員及び学生（4年次生）に対し、各自の携帯電話を使用した安否確認訓練を試行した。 <table border="1"><thead><tr><th>実施日</th><th>時間</th><th>対象</th></tr></thead><tbody><tr><td>6月12日</td><td>20時</td><td>事務職員（27名）</td></tr><tr><td>8月30日</td><td>20時</td><td>教員（50名）</td></tr><tr><td>10月19日</td><td>12時30分</td><td>4年次生（81名）</td></tr></tbody></table>	実施日	時間	対象	6月12日	20時	事務職員（27名）	8月30日	20時	教員（50名）	10月19日	12時30分	4年次生（81名）	III	III			
実施日	時間	対象																							
6月12日	20時	事務職員（27名）																							
8月30日	20時	教員（50名）																							
10月19日	12時30分	4年次生（81名）																							
(2) 安全環境の確保と指導																									
ア 学生、職員等にかかる日常の安全環境の確保、防犯、防災や不適切な勧誘への対策・指導を充実させ、学内外に及ぶ安全を確保する。	III	III				73	ア 学内諸施設について、計画的な維持管理を行うために、年1回、建物等の点検を行う。  イ 新入学時ガイダンスの一貫として行う全学防災訓練を学生・職員の協働	ア 職員による施設の状況調査を2月に実施し、修繕が必要な設備等を把握し、次年度の修繕計画を作成した。  イ 11月に消防訓練を実施し、教職員及び1年次生が参加し	III	III															

						で実施し、防災意識の向上に努める。	た。なお、学生は4チームに別れ、チームごとに避難状況を自衛消防隊本部に報告する役割を担うとともに、水消火器を使用した初期消火訓練を行った。 参加者 1年次生 80名中78名参加 教職員 79名中50名参加		
イ 地元教育委員会、警察署など地域関係者と適切な連携体制を確立する。	III	III			74		中期計画達成済		
(3) 健康危機管理と対策									
ア 学生、職員など全学的に各種感染症の予防指導を推進する。	III	III			75	ア 国・県・近隣の学校感染症等の情報を把握し、職員や学生に提供することにより、学校感染症など予防に努める。  イ 感染症等発生時には、学校感染症フロー図に沿って対応する。	ア インフルエンザ等、学校感染症の情報を収集し、11月から2月にかけて大学・管理運営会議で情報提供した。また、インフルエンザの流行期には、学内の洗面所、各出入り口に手指消毒液を配備した。 また、10月には保健師が健康管理室を訪れる学生に対してインフルエンザの早期予防接種を呼びかけるとともに、国家試験を控えた4年次生全員に接種するよう指導した。  イ 学校感染症フロー図を健康管理室と共有し、学生の感染症(ノロウイルス、インフルエンザ)の罹患時には、当該フロー図に従い対応した。	III	III

イ 問題発生時には、健康危機管理の組織的な取組みができる体制を整備する。	III	III				76		中期計画達成済	/	/	
(4) 情報セキュリティポリシーの確立											
情報セキュリティを確保するため基本方針の策定、研修の実施により、情報資産の管理体制を確立する。	II	III				77	情報セキュリティポリシーに基づく、情報セキュリティの対策基準を作成する。	情報セキュリティ対策基準案、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領案、個人情報保護チェックシート案を作成した。	III	IV	要領、チェックシート案を作成されたので、今後の運用に期待する。

○ 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

1 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) プロパー職員採用試験の実施

プロパー職員採用計画に基づき、法人化後2回目の事務局職員採用試験を実施した。試験実施にあたっては、昨年度の検証を行い、試験実施日の前倒しやグループ討論による評価を加えるなど試験実施内容の見直しを行った。

第1次試験 平成24年5月27日(日) 教養試験及び論文試験

第2次試験 平成24年6月17日(日) 適性試験、口述試験及びグループ討論

第3次試験 平成24年7月8日(日) 口述試験

なお、平成24年度時におけるプロパー職員採用計画は次のとおり。

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	計
採用人数	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	12

2 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 労働関係法令改正動向の把握

平成24年度に改正のあった労働関係法（労働契約法、障害者雇用促進法、高年齢者雇用安定法）の情報を収集するため、下記説明会等に職員を参加させて、改正内容の把握に努めるとともに、必要な法人規程を改正し、法改正に適切に対応した。

- ・改正労働契約法説明会（公立大学協会、10/18）
- ・労働契約解説セミナー（厚労省委託事業、10/29）
- ・障害者法定雇用率引上説明会（岐阜労働局、11/12）
- ・改正高年齢者雇用安定法説明会（岐阜労働局、12/19）
- ・労働者管理セミナー（厚労省委託事業、1/16）
- ・改正労働契約法説明会（岐阜労働局、1/24）

(2) スタートアップ研修の実施

プロパー職員の育成及び事務局職員の資質向上を目指し、新規に採用する事務局職員に対して、契約職員を含む全事務局職員が講師となって、法人及び大学の主要な業務の概要を説明する「スタートアップ研修」制度を平成24年度から実施した。

講師（事務局職員及び契約職員16名）

研修期間 平成24年4月から6月までの11日間

研修時間 11時間

(3) 事務局職員復命研修の実施

事務局職員の研修効果の向上や研修内容の共有を図るために、復命研修を実施した。

- ・第1回復命研修開催日 平成24年8月21日(火) 4研修課題 受講者21名
- ・第2回復命研修開催日 平成25年2月26日(火)、27日(水)  
7研修課題 受講者27名（全員参加）

### 3 危機管理に関する目標を達成するための措置

#### (1) 災害用備蓄品の整備

災害時の本学学生や職員の避難に備えて、羽島市が避難所を設置して救援物資が確保されるまでの間、学生及び職員300人を想定し、平成23年度、24年度の2年間で備蓄品を整備した。

##### 【備蓄品リスト】

品目	規格等	個数	計
非常用保存水	2リットル×6本入り(5年可)	150	900
紙コップ	180cc(100個)	9	900
非常食(乾パン)	5年保存用(5食×8缶入り)	15	120
非常食(クラッカー)	5年保存用(26枚入り×35パック×2缶)	2	1820
簡易トイレ	500回分	9	4500
吊り下げ式簡易手洗器	カラン付き	10	10
手洗器用スタンド		10	10
生理用品	30個入り	40	1200
ティッシュ	5箱	200	1000
タオル	バスタオル	50	50
タオル	普通タオル	60	300
毛布	1.6キロタイプ(10枚入)	10	100
ゴミ袋	90リットル×100枚入り	2	200
ポリバケツ	容量 10リットル	20	20
ひしゃく		20	20
発電式携中電灯	ラジオ、携帯充電機能付き	50	50

#### (2) 安否確認の試行実施

教職員及び学生に関する安否確認を試行的にて実施し、今後の安否確認体制整備に向けて取組を行った。なお、終了後はアンケート調査を実施、未回答理由や回答遅延理由について分析を行い、課題の洗い出しを行った。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 外部資金の獲得 科学研究費補助金など外部資金の獲得に努める。
	(2) その他自己収入の確保 施設の有効活用について検討を行い、適正な使用料収入の確保に努める。

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 外部資金の獲得											
文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の採択率向上への対策等を行い、獲得に向けた申請を積極的に行う。	III	III				78	寄付金に関する規程を制定するなど、寄附金の受入ができる環境を整備する。	外部資金確保対策会議において、寄付金の取扱いを検討し、3月に寄付金取扱規程として制定した。	III	III	
(2) その他自己収入の確保											
ア 学外者に対し、教育研究に支障のない方法で施設等を実費など適正な料金で開放する。	IV	III				79		中期計画達成済			
イ 財務内容により教育研究のサービス低下に繋がることのないよう、受益者負担の原則に基づく利用者の応分の負担を検討する。	III	III				80	法人の経営戦略方針において、受益者負担のあり方を検討する。	経営戦略会議において、受益者負担に係る基本方針を作成した。	III	III	

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

中期目標	職員のコスト意識の改革や事務処理の効率化等により、法人運営経費の抑制に努める。									
------	-----------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 役員及び職員の経営感覚やコスト意識を高める。	III	III				81	(1) 光熱水費など経費節減について職員に周知して、コスト意識を喚起する。	(1) 電気使用量について、毎月大学管理・運営会議及び教授会で報告を行った。また、掲示により学生に対し意識付けを行った。  【ヒアリングによる補足事項】平成23年度と平成24年度の電気使用量を月別に比較したグラフを学生掲示板に掲示して意識付けを行った。	III	III	
(2) 管理的経費の削減を図る。	III	III				82	(2) 管理的経費については、継続して対前年比1%以上の削減に努める。  (3) 消耗品等のインターネット購入について、具体的な手法を検討する。	(2) 清掃業務など複数年契約導入により、管理的経費については、対前年比5%削減できた。  (3) 物品のインターネット購入導入の検討を行ったが、不正使用のチェック体制に課題があり、継続して検討することとなった。	III	III	

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

中期目標	適正な資金管理を行い、資金の安全かつ効率的・効果的な運用に努める。
------	-----------------------------------

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証		
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等	
資金については、運用基準を定め、安全かつ効率的な運用を図る。	III	III				83	資金運用基準に基づき、余裕資金の適正な運用を継続する。	平成23年度に金融機関へ預け入れた定期預金（長期運用資金及び短期運用資金）を適切に運用するとともに、満期解約にともない、12月に新たに1年満期の定期預金で運用した。	III	III		

○ 財務内容の改善に関する特記事項

1 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 受益者負担に係る取組

○平成22年度

<学生一人一人が印刷用紙を大事に使うことをめざした新たな試行>

学生に印刷用紙を準備させる検討を行った。(平成23年4月から試行的実施)

場所: マルチメディア教室、就職進路対策室、食堂、図書館2F、各演習室

○平成23年度

後期セメスターからマルチメディア教室での印刷に限り、大学が印刷用紙を準備するが、印刷にあたっては上限を設定した。その他の施設等では従前どおり学生が準備することとした。

上限 1~3年次生: 100枚、4年次生: 200枚

○平成24年度

教養科目「森林文化体験セミナー」を履修した学生に対して、他の体験型プログラムとの均衡を図るために、交通費及びクラフト代について履修学生に負担を求めた。

第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

中期目標	教育研究活動及び法人運営について、定期的に自己点検及び評価を行うとともにその結果に基づく改善措置を実施する。 また、自己点検及び評価の結果を定期的に公表する。
------	------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 毎年度末に、自己点検・評価結果に基づく改善措置を計画し、次年度の取組みとして推進する。	III	III				84	(1) 教学組織である教授会及び研究科委員会並びに法人組織において自己点検評価体制を確立し、本学の掲げる目標の達成に向けて自己点検評価を行うとともに、法人化後の2年間の自己点検評価報告書を作成する。	(1) 経営戦略会議において全委員会、全領域に関する自己点検評価報告書の内容を検討した。また、それぞれ経営審議会及び教育研究審議会で審議を経て、平成22・23年度自己点検評価報告書を作成した。	III	III	

(2) 機関別認証評価については、7年毎に財団法人大学基準協会で受審する。	III	III				85	(2) 財団法人大学基準協会の大学評価結果に基づき、改善へ向けた取組みを継続する。	(2) 経営戦略会議において、大学基準協会の助言事項に対する進捗状況の確認を行った。なお、助言事項5件のうち2件を改善した。 <改善した内容> ・学生に対する授業評価の結果公表 ・大学院担当資格教員の選考内規	III	III	
---------------------------------------	-----	-----	--	--	--	----	-------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----	--

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

中期目標	県民に対する説明責任を果たすため、法人の諸活動の実績等について適切な方法で公表し、法人運営の透明性を図る。
------	-------------------------------------------------------

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 本学の研究紀要等の研究成果物はホームページ上でも公表する。	III	III				86		中期計画達成済	/	/	
(2) 法人運営の透明性を進め、県民に対する説明責任を果たすため、財務諸表等のほか、大学の運営状況についても、ホームページで公表する。	III	III				87	ホームページで、年度計画、財務運営状況、法人運営状況等を公表する。公表にあたっては、財務諸表の解説を掲載するなど分かりやすい公表に努める。	年度計画、理事会等の議事概要、財務状況を公表した。また、財務諸表の公表にあたっては、用語の説明等を記載した概要資料を公表した。	III	III	

○ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

特記事項なし

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

中期目標	良好な教育研究の環境を確保するため、法人の施設・設備の計画的な維持管理を行うとともに、有効活用を図る。
------	-----------------------------------------------------

中期計画	過年度の検証結果					通し番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 本学の理念と目標に向けた図書館の蔵書充実を図る。	III	III				88	(1) 図書館収蔵計画を策定し、図書収蔵能力に見合った適切な図書管理を行う。	(1) 岐阜県立看護大学図書館資料収集方針及び岐阜県立看護大学図書館収蔵計画を策定し、購入や除籍などを適切に進めた。	III	III	【ヒアリングによる補足事項】 ・除籍後の図書は教職員、学生、同窓会を対象とした無償配布を行い、無償配布の残りを古書店に売却し、売却できなかつた図書については廃棄した。 ・図書館の最大収蔵能力は101,000冊 購入図書は2,549冊 除籍図書は3,019冊 ・データベースについては、「医中誌 WEB」をはじめとした8種類の有料データベースを導入しており、図書館内だけでなく、マルチメディア教室や研究室からも利用可能。 ・機関リポジトリについては、今年度中をめどとして国立情報学研究所（NII）の「JAIRO Cloud」を利用して構築することが決定しており、現在登録申請中である。現時点では博士論文の登載を予定しており、紀要論文等の登載についても今後検討していく予定。

(2) 施設の整備については、中長期的な計画を策定する。	-	III				89		中期計画達成済	/	/	
(3) 施設、設備等の適切な維持管理を行い、有効な活用を図る。	III	III				90	(2) 図書館の暖房対策など、適切に施設等の改修を行う。	(2) 図書館の暖房対策に関しては、北側閲覧席への足元暖房「暖カウンター」の試験設置と業者による説明会など、熱源追加の方策について検討を進めた。	II	II	年度計画で改修を行うとしているところ検討にとどまっているため、IIの評価は致し方ない。

2 倫理に関する目標を達成するための措置

中期目標	良好な教育研究活動や職場環境の維持を図るため、学生及び職員の倫理観を高め、人権意識の向上に積極的に取り組むとともに、ハラスメント等の行為の発生の未然防止と対応体制の確立を図る。また、法人が行うすべての業務において、個人情報の管理を確実に行い、管理方法の点検を推進する。					

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 法人の倫理綱領を策定し、これを遵守し、人権意識の向上に積極的に取り組むとともに、個人情報の管理を確実に行う。	III	III				91	(1) 個人情報の取扱いを徹底するため、職員に対して自己の個人情報の取扱いについて検証させる。	(1) 教授会及び情報セキュリティ研修において、個人情報取扱マニュアルの説明を行い、意識付けを行った。 研修会 12月6日 教員 52名中43名参加 事務職員 14名中10名参加 (契約職員を除く。) なお、研修に参加できなかつた職員及び契約職員に対しては、事務職員が講師として研修を行い、研修の充実に努めた。 研修日：1月11日 教員9名 事務職員 4名 契約職員 5名 また、教員会議においても、他大学の個人情報の紛失についてや個人情報取扱マニュアルを説明し、各自が管理する個人情報の管理の徹底を図った。	III	III	
(2) 本学のあらゆる場面におけるハラスメント防止について、関係する人々への啓発に努め、	III	III				92	(2) ハラスメントに関する研修会を継続して開催するなど、学生及び	(2) 学生（1年次生）向けハラスメント研修会を5月に実施し	III	III	

防止対策・相談窓口の充実を図る。						職員等に対する啓発活動を推進する。	た。参加者に対しては研修会終了後にアンケート調査を実施した。 ・学生向け研修会 学生79名  教職員に対しては、利益相反に関する研修会を12月に開催した。 ・利益相反研修会 教職員62名		
(3) 研究費を含む経費の不正使用を防止する。	III	III			93	(3) 科学研究費補助金を適正に運用するために、教員向けの手引書を作成する。 (4) 利益相反に関する方針を作成する。	(3) 文部科学省科学研究費補助金に関する教員向け手引書（科研費使用マニュアル）を作成した。 (4) 利益相反に関する方針を人権倫理対策会議で検討し、利益相反管理規程、利益相反マネジメントポリシー、利益相反実施要領を3月に策定した。	III	III

3 環境の保護に関する目標を達成するための措置

中期目標	環境保護や省エネルギー化を推進し、環境に配慮した法人運営を図る。
------	----------------------------------

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評定	検証	判断理由等
(1) 環境に配慮した省エネルギー計画を作成し、積極的に進める。	III	III				94	(1) 省エネルギー診断の結果を活用して、省エネルギー計画の作成に向けて具体的に取り組む。	(1) 省エネルギー計画作成のため、作成手順の項目出しを行った。	III	II	計画作成が早期に実施されるよう、作成手順の項目出しに留まらず、数値の洗い出し、決定など具体的な取り組みを期待したかった。
(2) 本学にふさわしい環境の保護に関する基本方針を策定する。	III	III				95	(2) 環境保護に関する基本方針について、継続して検討し、基本方針を策定する。	(2) 法人の環境対策会議で検討し、「岐阜県立看護大学環境方針」を策定した。	III	III	

○ その他業務運営に関する特記事項

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

(1)大学施設の点検

大学の施設状況について、担当職員による日常点検を実施し調査結果報告書をまとめた。この報告書は、施設等管理対策会議で報告され、次年度に向けた修繕項目の検討時に活用した。なお、この点検については、今後毎年定期点検として実施していくこととした。

2 倫理に関する目標を達成するための措置

(1)人権・倫理に関する取組状況

本学では健全な教育研究活動を推進するため、公立大学法人移行後も人権及び倫理に関して意識的な取り組みを行っている。

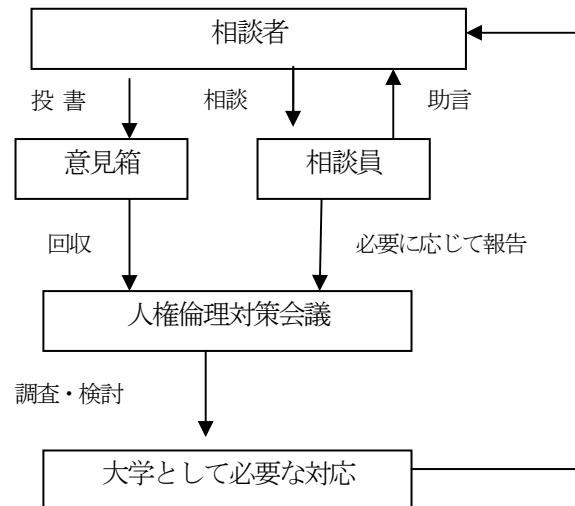
本学における人権・倫理問題に対応する組織としては、法人においては人権倫理対策会議を、教学組織としての大学においてはキャンパスハラスメント防止対策部会や研究倫理審査部会を設置している。人権・倫理に関する大学を含む法人全体としての方針作成や問題解決への最終的な決定については対策会議がその役割を担い、部会は教学組織のなかで会議の方針に基づき、部会毎の目的に応じ役割を担い、実行している。

対策会議の役割は以下のとおりである。

- ①キャンパスハラスメントを始めとする各種ハラスメントの啓発
- ②教職員及び学生に対するハラスメント研修の実施
- ③人権・倫理に関し誰でも意見が提出できる環境づくりのための意見箱の活用
- ④ハラスメントに対する学外相談員の検討
- ⑤研究倫理に関する認識を深める環境作り
- ⑥利益相反の方針の策定

<参考>

ハラスメント相談フロー



(2)利益相反に関する研修会

教員及び事務職員を対象とした利益相反に関する研修会を開催し、利益相反に関するマネジメント等について理解を深めるとともに、本学における利益相反に関する規程等の作成に繋がった。

開催日 平成24年12月17日（月）

テーマ：「利益相反マネジメントの概要について」（講師：公認会計士）

参加者：62名（教員44名、事務職員18名）

## 第6 予算、収支計画及び資金計画

## 1 予算

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区分	金額	区分	金額	区分	金額
収入		収入		収入	
運営費交付金	4, 035	運営費交付金	671	運営費交付金	604
自己収入	1, 373	自己収入	234	自己収入	237
授業料等収入	1, 295	授業料等収入	220	授業料等収入	221
雑収入	78	雑収入	14	雑収入	16
計	5, 408	寄付金収入	1	寄付金収入	0
		目的積立金取崩	5	目的積立金取崩	3
		計	911	計	845
支出		支出		支出	
業務費	4, 814	業務費	862	業務費	752
教育研究経費	1, 001	教育研究経費	232	教育研究経費	197
人件費	3, 813	人件費	630	人件費	555
一般管理費	594	一般管理費	49	一般管理費	41
計	5, 408	計	911	計	794

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているので、合計額と一致しないことがあります。

## 2 収支計画

中期計画		年度計画		実績	
区分	金額	区分	金額	区分	金額
費用の部		費用の部		費用の部	
経常費用	5, 536	経常費用	906	経常費用	825
業務費	5, 509	業務費	906	業務費	825
教育研究経費	4, 455	教育研究経費	811	教育研究経費	740
人件費	642	人件費	181	人件費	183
一般管理費	3, 813	一般管理費	630	人件費	536
財務費用	594	財務費用	48	一般管理費	41
雑損	8	雑損	1	財務費用	1
減価償却費	0	減価償却費	0	雑損	0
臨時損失	452	臨時損失	46	減価償却費	41
	27		0	臨時損失	0
収益の部		収益の部		収益の部	
経常収益	5, 536	経常収益	901	経常収益	871
運営費交付金収益	5, 509	運営費交付金収益	901	運営費交付金収益	869
授業料等収益	3, 961	授業料等収益	671	授業料等収益	600
財務収益	1, 295	寄付金収益	189	寄付金収益	210
雑益	0	財務収益	1	財務収益	1
資産見返運営費交付金等戻入	78	雑益	0	雑益	0
資産見返物品受贈額戻入	7	資産見返運営費交付金等戻入	14	資産見返運営費交付金等戻入	17
臨時利益	168	資産見返物品受贈額戻入	1	資産見返物品受贈額戻入	0
	27	臨時利益	25	臨時利益	39
純利益	0	純利益	0	純利益	1
総利益	0	目的積立金取崩益	△5	目的積立金取崩額	45
		総利益	5		3
			0	総利益	49

※金額は百万円未満を切り捨てて表示している  
で、合計額と一致しないことがあります。

3 資金計画

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区分	金額	区分	金額	区分	金額
資金支出	5, 408	資金支出	911	資金支出	904
業務活動による支出	5, 050	業務活動による支出	878	業務活動による支出	767
投資活動による支出	73	投資活動による支出	13	投資活動による支出	28
財務活動による支出	285	財務活動による支出	20	財務活動による支出	16
次期中期計画期間への繰越金	0	次期中期計画期間への繰越金	0	次期への繰越金	90
資金収入	5, 408	資金収入	911	資金収入	904
業務活動による収入	5, 408	業務活動による収入	911	業務活動による収入	836
運営費交付金による収入	4, 035	運営費交付金による収入	671	運営費交付金による収入	598
授業料等による収入	1, 295	授業料等による収入	220	授業料等による収入	219
その他の収入	78	寄付金収入	1	寄付金収入	0
投資活動による収入	0	その他の収入	14	その他の収入	18
財務活動による収入	0	目的積立金取崩収入	5	目的積立金取崩収入	0
		投資活動による収入	0	投資活動による収入	0
		財務活動による収入	0	財務活動による収入	0
				前期からの繰越金	67

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているので、合計額と一致しないことがあります。

第7 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1億円  【想定される理由】 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。	1億円  【想定される理由】 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。	該当なし

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

第9 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	平成22、23年度の剰余金を合わせた9千万円を目的積立金とし、このうち350万円を取り崩して、教育研究の質の向上、組織運営、施設設備の改善に充てる。 使途の内容 実習室関係備品整備費、卒業者研究支援事業費、海外研修費、災害用備蓄品の購入

第10 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり	人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり	人事の適正化に関する目標を達成するための措置（通し番号63～66）に記載のとおり

3 中期目標の期間を超える債務負担

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

4 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

5 その他法人の業務運営に関し必要な事項

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし